



受給には **手続き** が必要です

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や、令和3年1月以降に新型コロナウイルス

感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

／ お早めの手続きをお願いします ／

確認書が送付されている世帯

世帯全員が非課税であることが確認できた世帯へは「確認書」を町から送付済みです。

期限を過ぎると受給ができなくなりますので、お早めの手続きをお願いします。

返送期限は **5月24日(火)** です (消印有効)

／ 対象となる場合があります ／

確認書が送付されていない世帯

確認書が送付されていない世帯であっても、一部支給対象となる場合があります。

【支給対象となる場合の例】

- ・ 配偶者やその他の親族からの暴力（DVなど）により避難中で、申請日時点で町内に居住しているが、住民票は町外にある場合
- ・ 令和3年1月1日時点では、婚姻状態で課税配偶者に扶養されていたが、令和3年12月10日

以前に離婚し、別世帯となっている場合

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込み額が住民税非課税相当となる場合

※給付金を受給するには、申請が必要です。必要な書類などについては、福祉保健課窓口へお問い合わせください。

申請期限は **9月30日(金)** です

／ 問 合 せ ／

- ・ 福祉保健課 福祉係 ☎77-3914（平日 午前8時30分～午後5時15分）
- ・ 内閣府設置の臨時特別給付金コールセンター ☎0120-526-145（午前9時～午後8時）



▲作業の様子（高根病院）

令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策を目的に事業者向けの補助制度を実施しました。従業員やお客さまに、より安心していただけるよう、ウイルスや菌類に効果を有する抗ウイルス抗菌コーティング施工事業を対象としたものです。

この補助制度の活用有無に関わらず、町内の各事業者が感染対策を実施しています。引き続き感染対策を徹底し、力強い芝山町の経済活動を継続しましょう。

※この補助金は国の令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内、事業者支援分を活用して実施したものです。

⑤ 企画空港政策課 企画調整係
☎77・3926

町内事業者向け補助事業

民生委員・児童委員の日

活動強化週間です

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」と定められ、5月12日からの1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員活動周知のための取り組みを強化する期間となっています。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員（以下、「民・児委員」）は、地域福祉のサポート役として、住民の方からの相談内容に応じて、行政や社会福祉協議会、学校等の機関と連携しながら、必要な支援が受けられる専門機関などになく役割を担っています。

また、児童福祉のサポート役として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもや子育てに関する悩みなどの相談に応じ、必要な制度やサービスにつなげる役割を担っています。

主な仕事内容

月に一度、毎月開催される定例会において、各地区の現状や懸念事項などの情報を共有し、役場と連携を図りながら要支援者などへの対応や支援を協議しています。

また、全19地区にそれぞれ委員が1名ずつおり、主に次の役割を担っています。

●地域の相談役

必要な支援への「つなぎ役」として、日頃から地域の心配事や困りごとに耳を傾け、地域の

身近な存在として、福祉に関するさまざまな相談に応じています。

●地域の見守り役

定期的な訪問等を通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りなどを行っているほか、災害時には自身の安全に留意しながら、無理のない範囲で要支援者の安否確認や必要物資などのニーズ把握を行います。

【主任児童委員】

2名の委員が主任児童委員（以下、「主任委員」として、全地区を対象に各地区の民・児委員と協力しながら児童福祉（子育てにおける孤立、貧困などの生活困難、虐待、ひとり親家庭など）に関する支援を専門的に行っています。

どんな相談を受けるのか

活動の中で具体的に相談を受けることは「高齢者2人で暮らしているが何かあったときに不安」「病気をして今後の生活が不安」「最近〇〇さんを見かけない」「子育てがうまくいかなくて不安」「よく見かける子どもが何日も服を変えていない」などの不安や心配事などが多くあります。

今後の課題とは

【現代社会への対応】

現代社会における地域のつながりの希薄化や住民の方が直面する問題の複雑化、多様化に伴い、民・児童委員一人一人が担う役割が大きくなっていることです。

【後任者が少ない】

3年ごとの任期満了の際に、年齢条件のハードルの高さ（新任の場合は72歳以下、主任委員は55歳以下）や、活動時間の確保が困難であることなどから、後任者となる方がなかなか見つからないことです。（令和4年11月末に任期満了となり、改選が必要な地区の皆さまには委員選出のご協力をお願いします）

【自然災害に対する備え】

大規模な自然災害が相次ぐ中「災害時の備え」の意識が高まっており、いざというときの備えや近隣住民の助け合いなど、地域のつながりが不可欠です。そのためには、民・児童委員が要支援者の把握や見守りを行うこと、前もって避難方法等の確認をしておくなど、平常時から地域の関係性を構築しておくことが必要とされます。